

令和6年

- 第4回 -

藤岡市教育委員会定例会議事録

藤岡市教育委員会

令和6年第4回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和6年3月26日（火）

午後2時52分

場 所 教育庁舎3階第1会議室

開 会

日程第 1 第2回定例会の議事録の承認

日程第 2 教育長の諸報告

日程第 3 報告第 7号 事務の臨時代理の承認を求めることについて

日程第 4 報告第 8号 事務の臨時代理の承認を求めることについて

日程第 5 報告第 9号 藤岡市国指定史跡高山社跡の開館時間の変更について

日程第 6 議案第10号 藤岡市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

日程第 7 議案第11号 藤岡市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

日程第 8 議案第12号 藤岡市社会教育指導員の任命について

日程第 9 議案第13号 藤岡市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第10 議案第14号 藤岡市スポーツ推進委員の委嘱について

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 1 | 議案第 1 5 号 | 藤岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 6 号 | 藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 7 号 | 藤岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の廃止について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 8 号 | 教育財産の用途廃止について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 9 号 | 令和 6 年度藤岡市教育委員会教育方針について |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 0 号 | 藤岡市教育委員会事務局職員の任免について |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 1 号 | 藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について |
| 日程第 1 8 | 議案第 2 2 号 | 藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について |
| 日程第 1 9 | 議案第 2 3 号 | 藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正について |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 4 号 | 藤岡市第 2 子以降学校給食費無償化等事業実施要綱の一部改正について |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 5 号 | 藤岡市学校給食費補助金交付要綱の制定について |

閉 会

・出席委員等

教 育 長	田 中 政 文 君	教育長職務代理者	内 田 孝 嗣 君
委 員	高 橋 祐 紀 君	委 員	貫 井 真 由 美 君
委 員	秋 谷 雅 文 君		

・欠席委員

なし

・説明のため出席した者

教 育 部 長	小 島 治 君	教育総務課長	堀 越 輝 雄 君
学校教育課長	大 塚 崇 君	生涯学習課長	塚 越 裕 一 君
文化財保護課長	軽 部 達 也 君	スポーツ課長	岸 憲 彦 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君	図 書 館 長	湊 田 真 由 美 君

・事務局職員出席者

係 長	山 下 由 希 子	書 記	温 井 謙 人
-----	-----------	-----	---------

会 議 の 概 要

開会 14時52分

開 会

教 育 長（田中政文君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和6年第4回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、温井書記を指名します。

日程第1 第2回定例会の議事録の承認

教 育 長（田中政文君）日程第1、第2回定例会の議事録の承認についてですが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）第2回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）第2回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 教育長の諸報告

教 育 長（田中政文君）日程第2、教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教 育 長（田中政文君）最初に教育総務課です。

2月の定例会でご承認いただきました教育委員会関連の令和6年度予算は、3月19日に閉会した令和6年第1回藤岡市議会定例会において全て可決されました。また、貸与型奨学金の貸与額上限を引き上げる条例改正、市民からの寄附金による奨学基金を設置する条例制定についても可決されました。

令和6年度の貸与型奨学金、また給付型の看護師育成奨学金につきましては、今月末までを申込期間としておりますので、次回4月の定例会に議案として上程する予定です。新たな奨学金制度につきましては、令和6年度において詳細を定めていきます。

次に学校教育課です。

3月1日、教育研究所の修了式を行い、1年間研究に励んだ8名に修了証を渡しました。この1年間、どの研究員も意欲的、計画的に研究を行い、授業力を向上させました。今後も指導力向上に向け自己研さんを積み重ねてほしいと思っています。

小中学校の卒業式では、3月13日に中学校524名が、22日には小学校498名が卒業しました。

本日、小中学校の修了式及び転退任する教職員の離任式を行い、令和5年度を終えました。

中学生の進路につきましては、3月22日現在、中学校卒業生525名中、再募集を含め公立高校等進学が353名、私立高校進学が148名、通信制等が20名、就職は0名、未定相談中が4名となっております。

小学校は、卒業生498名中、483名が市内の中学校に進学し、中央中等教育学校や私立中学校等、市外等の中学校に15名進学します。

3月22日には、本市に新採用となる教諭11名、養護教諭1名の面接及び配置校の内示を行いました。新採用者には、初任の3年間で本市の教育をしっかりと学び、教員としての基礎、基本を身に付けてほしいと願っています。

次に、生涯学習課です。

3月2日に、善意の会表彰式を市民ホールで開催し、各団体や小中学校から推薦されました善行者15名と小さな善意を進める啓発標語の入賞者21名を表彰しました。

また、3月6日から10日まで市民ホールにおいて、市民展覧会を開催しました。書道51点、美術82点、写真75点、合計208点の応募の中から、書道6点、美術7点、写真10点が入賞され、10日に地域づくりセンター藤岡で表彰式を行いました。

市民展の5日間の来場者数は886人でした。

2月の総合学習センターの利用状況ですが、文化施設利用236団体、2,851人、体育施設利用159団体、2,155人、合計395団体、5,006人でありました。

次に文化財保護課です。

2月19日に神奈川県藤沢市郷土歴史課が藤岡歴史館を視察しました。展示室を備えた収蔵施設を考えているようです。

2月23日、絹ラボの研究発表会が上毛新聞社で行われ、5件の研究のうち、高山社関連では東京農業大学のト半さんと県立女子大学の「絹文化！お国ことば調査プロジェクト」が成果を発表しました。研究の概要については3月3日付けの上毛新聞に掲載されております。

3月7日に世界遺産専門委員会が開催され、富岡製糸場と絹蚕業遺産群の包括的管理

計画の改訂について審議されました。

3月13日には高山社跡保存整備計画策定委員会が開催され、令和4年度繰越事業である高山社跡母屋兼蚕室復原実施設計の内容について承認されております。この実施設計が固まったことで、来年度以降、母屋兼蚕室の修復工事は令和9年度を目標に本格的に実施される予定です。

2月の高山社跡及び藤岡歴史館の入場者数ですが、高山社跡345人、藤岡歴史館は627人でした。また、デジタル博物館1月のアクセス数は1,771件でした。

次にスポーツ課です。

大会関係では、2月17日に開催された第80回群馬県都市親善スキー競技大会において、藤岡市選手団33人が参加し、年代別で3人の方が6位以内に入賞しております。その他、2月末までに第33回藤岡市中学生バスケットボール大会、第60回藤岡市サッカー選手権大会、3月に入り2日に第29回藤岡市中学生軟式野球大会、10日に第46回藤岡市長杯争奪卓球選手権大会など、合計で6大会を開催し1,154人が参加しております。

教室関係では、小学生バレーボール教室、ジュニアスキー教室など3教室が開催され、51人が参加いたしました。

次に学校給食センターです。

今年度の学校給食の提供は、小学校、中学校共に197日間実施し、3月25日で終了しましたが、食中毒等大きな事故もなく実施することができました。

令和6年度の学校給食は、小学校が始業式の翌日4月9日から開始し、中学校は始業式の日から午後から全校生徒出席の入学式があるため、4月8日より開始します。

最後に図書館です。

2月10日から18日までは藤岡第一小学校による街角美術館、2月20日から3月3日までは読書感想画展を開催しました。

2月の利用状況は、開館日数25日、入館者数9,687人、貸出冊数25,746冊でした。学校巡回文庫は8校を巡回し、利用児童数657人、貸出冊数1,535冊でありました。電子図書館は、貸出冊数836冊でした。

以上、教育長報告といたします。

教 育 長（田中政文君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。
委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）質問もないようですので、教育長の諸報告を終わります。

日程第3 報告第7号 事務の臨時代理の承認を求めること について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第3、報告第7号、事務の臨時代理の承認を求めることについて事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）報告第7号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）この条例は、教育に関する事務のうち、図書館の設置、管理及び廃止に関することについて、市長が管理及び執行できるようにするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものであります。

2月定例会におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長からの意見照会についてご審議いただき、原案に同意する旨の議決をいただきました。

その後、令和6年2月28日に開会した令和6年第1回藤岡市議会定例会に議案として上程され、同日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、藤岡市議会議長より意見を求められたものであります。

本来ならば教育委員会の会議を開き、ご審議いただくべきところですが、市議会日程との兼ね合いもあり、教育委員会の会議を開くいとまがなかったため、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において事務を臨時代理し、令和6年3月1日付けで異議ない旨を回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものであります。

なお、本議案につきましては、令和6年3月19日、令和6年第1回藤岡市議会定例会において可決されましたことを申し添えます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より報告第7号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

報告第7号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、報告第7号、事務の臨時代理の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第４ 報告第８号 事務の臨時代理の承認を求めること について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第４、報告第８号、事務の臨時代理の承認を求めることについて事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）報告第８号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）本規則につきましては、２月定例会において、貸与額上限の引上げに伴う貸与額変更の手續等について、一部改正をご決定いただきました。

その際、様式中の文言につきましてご意見をいただきました。検討の結果、更に規則の一部改正が必要であると判断されました。

しかしながら、令和６年度新規申込者の受付を３月１日から開始することから、教育委員会の会議を開くいとまがなかったため、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第４条第１項の規定に基づき、教育長において事務を臨時代理し、令和６年２月２１日付けで規則の一部改正を行いましたので、同条第２項の規定に基づき、報告し承認を求めるものであります。

改正の内容は、様式第６号及び様式第１２号中の不適切な文言を削るものであります。教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より報告第８号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委 員（秋谷雅文君）削除することについては全く問題なく賛成なのですが、貸し付ける際にぜひとも借入者の方にご説明していただきたいことがあります。というのも、貸し付ける際には必ず説明義務というものがあるかと思いますが、奨学金の原資は市民からの税金に基づいてこの制度があるということを、まずもって借入者の方にご説明いただきたい。その際にできることならば返済する必要があるという説明義務を果たすとともに、万が一延滞したときには、速やかに適切な措置を取ってもらいたい。というのも原資が来年度、翌年度と続いていくわけですが、延滞や返済不能が増えるとなりますと原資もどんどん減るおそれがあるのではないかと思いますので、貸し付ける際の説明義務というものを果たしていただければと思っております。これはあくまで意見でございます。

教 育 長（田中政文君）ありがとうございます。

教育総務課長。

教育総務課長（堀越輝雄君）秋谷委員のご意見は、非常に貴重なありがたいものだと受け

止めました。ご指摘、ご意見いただきましたものについて、奨学金の申請につきましては基本的に対面で行っておりますので、秋谷委員にご心配いただきました内容については全て説明してございますので、申し込み時点では申し込みをされた方も全て理解した上で手続きを進めるという形は取っております。ご意見は大変ありがたく頂戴しました。

委員（秋谷雅文君）もう1点あるのですが、通常、借用証書には印紙欄があるわけですが、この借用証書には印紙欄がないということは印紙税法上、何か市役所の借り入れについて非課税になるということがあるのですか。実際問題、収入印紙を貼っているのですか貼っていないのですか。

教 育 長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（堀越輝雄君）所定の手続きをして印紙税不要という扱いになっております。

委員（秋谷雅文君）印紙税法上、決まっているんですか。非課税という規定があるのですか。

教育総務課長（堀越輝雄君）手続きが必要ですが、印紙税不要という扱いにできる制度があります。

委員（秋谷雅文君）例えば両方が借用証書を取り交わすといった場合は、市役所が発行する側の文書は非課税だということが印紙税法に規定されていると思うのですが、借入者から市役所に提出する書類は一般的には銀行から貸しているのと同じように1号の3の課税文書に該当すると私は理解していたのですけど。

教 育 長（田中政文君）暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時15分再開

教 育 長（田中政文君）休憩前に引き続き会議を開きます。

教 育 長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（堀越輝雄君）お時間をいただき大変申し訳ありません。貸与型奨学金に関しましては、租税特別措置法第91条の3第2項の規定により学資としての資金の貸付けという扱いになりまして、文部科学省との手続きにより、学資としての資金の貸付けであることが確認されますと印紙税が課されないという取り扱いでございます。

更に申し上げますと貸与を受けた方から提出してもらう借用証書には、この規則上は記載していないですが、現実には提出してもらう借用証書にはその旨を記載してございます。なにゆえ規則に書かないかと言いますと、毎年度、文部科学省にこの手続きをする

必要があり、期限が毎年変わってしまうので、規則に定めると毎年規則改正が必要になってしまうので運用で対応しております。

委員（秋谷雅文君）租税特別措置法の何条ですか。

教育総務課長（堀越輝雄君）第91条の3第2項です。

教育長（田中政文君）よろしいでしょうか。

他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

報告第8号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、報告第8号、事務の臨時代理の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第5 報告第9号 藤岡市国指定史跡高山社跡の開館時間の変更について

教育長（田中政文君）次に、日程第5、報告第9号、藤岡市国指定史跡高山社跡の開館時間の変更について、事務局より説明をお願いします。

文化財保護課長（軽部達也君）報告第9号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市国指定史跡高山社跡の設置及び管理に関する条例施行規則では、第2条第1項で高山社跡の開館時間を午前9時から午後5時までと定めており、令和6年2月5日に午前中から荒天模様となり、午後には高山地内においては降雪が著しくなり、見学時の安全確保や見学者の交通安全の確保が困難な状況となりました。高山社情報館を管理している商工観光課と協議をし、安全上の懸念があることから午後3時をもって高山社跡を閉館することとしました。なお、翌6日は天候が回復したことから通常どおり開館しております。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より報告第9号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、報告第9号、藤岡市国指定史跡高山社跡の開館時間の変更についてを終わります。

日程第 6 議案第 10 号 藤岡市いじめ問題調査委員会委員 の委嘱について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 6、議案第 10 号、藤岡市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第 10 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市いじめ問題調査委員会は、藤岡市いじめ問題調査委員会条例第 2 条において、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと、教育委員会に対し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のために必要な助言等を行うことを所掌事務として行うことが規定されています。

委員の委嘱については、第 4 条に弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するとあり、任期は 2 年です。今回は全員継続です。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 10 号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 10 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 10 号、藤岡市いじめ問題調査委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 7 議案第 11 号 藤岡市学校運営協議会の設置等 に関する規則の一部改正について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 7、議案第 11 号、藤岡市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第 11 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校運営協議会設置の根拠法令である地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に係る条ずれを改正するものでございます。地方教育行政の組織

及び運営に関する法律は令和2年4月1日に一部改正となり、「第47条の6」が「第47条の5」となりました。本来であれば、根拠法令の一部改正に合わせて令和2年度中に一部改正すべきでありましたが、この度3年遅れで改正をさせていただくものです。

また、他の文言についても改正させていただきます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第11号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第11号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第11号、藤岡市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第12号 藤岡市社会教育指導員の任命について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第8、議案第12号、藤岡市社会教育指導員の任命について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（塚越裕一君）議案第12号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）社会教育指導員は、藤岡市社会教育指導員設置に関する規則に基づき、本市における社会教育の振興と充実を図るために置くもので、人権啓発、人権教育の業務に従事していただいております。主な業務内容は、教育委員会主催の各種人権研修会の講師、市広報の人権記事の執筆、人権教育集会所の維持管理などとなっております。

現在の社会教育指導員が令和6年3月31日をもって任期満了となることから、新たに高橋博氏にお願いするものであります。高橋氏は、長年にわたり教育者としての経験を積まれており、社会教育指導員として適任であります。

なお、任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第12号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 12 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 12 号、藤岡市社会教育指導員の任命については、原案のとおり承認されました。

日程第 9 議案第 13 号 藤岡市文化財保護審議会委員の委 嘱について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 9、議案第 13 号、藤岡市文化財保護審議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

文化財保護課長（軽部達也君）議案第 13 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市文化財保護条例では、藤岡市内に存在する文化財の保存及びその活用について必要な事項を規定することにより、市民の文化的向上に資することを目的として、第 11 条に教育委員会に文化財保護審議会を置くとしており、第 14 条第 1 項で任期を 2 年としております。現在の委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日までとなっておりますので、新たに委員を委嘱する必要がございます。第 13 条で委員及び臨時委員は、教育委員会が委嘱又は任命するとしておりますので、下記の者を選定し、委員に委嘱をさせていただくものでございます。

また、委員の選定につきましては、委嘱する 7 名の方は全て再任で、文化財保護審議会委員の他に各専門分野で活躍されていて実績がございます。委員の任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 13 号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 13 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 13 号、藤岡市文化財保護審議

会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 10 議案第 14 号 藤岡市スポーツ推進委員の委嘱 について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 10、議案第 14 号、藤岡市スポーツ推進委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

スポーツ課長（岸憲彦君）議案第 14 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）本市におけるスポーツの推進を図るため、現在、令和 4 年度、令和 5 年度の任期でスポーツ推進委員を委嘱しておりますが、令和 6 年 3 月 31 日をもって、その任期が満了となります。

令和 6 年 4 月 1 日に改選されるスポーツ推進委員は、藤岡市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条の規定に基づき、委員の定数は 30 人以内とし、その任期は 2 年となっております。

また、スポーツ基本法第 32 条の規定に基づき、本市のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、かつ熱意と能力を有する者の中から推薦された委員に対し委嘱のお願いをするものであります。

なお、委員については、推薦に当たり藤岡市スポーツ協会に加盟する藤岡地区から美原地区までの 10 支部の支部長から推薦をいただき、委員 26 人のうち 23 人が再任、3 人が新任となります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 14 号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 14 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 14 号、藤岡市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 11 議案第 15 号 藤岡市教育に関する事務の職務

権限の特例に関する条例の制定 に伴う関係教育委員会規則の整 理に関する規則の制定について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 11、議案第 15 号、藤岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について事務局より説明をお願いします。

図書館長（淵田真由美君）議案第 15 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）令和 6 年 4 月 1 日より、教育に関する事務のうち、図書館に関することについて、市長部局において管理及び執行できるようにするため、令和 6 年藤岡市議会第 1 回定例会において、藤岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について審議され議決されました。この条例の制定に伴い、関係規則の一部改正及び廃止を行うため、関係規則の整理に関する規則を制定するものです。

はじめに、一部改正を行う規則につきましては、第 1 条の藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則の一部改正は、条文第 1 条中の「、学校給食センター及び図書館」を「及び学校給食センター」に、第 5 条第 1 項中「室長、所長及び館長」を「所長」に、同条第 2 項中「室、所、館」を「所」に改めるものです。第 2 条藤岡市教育委員会に属する教育機関の長に対する事務専決規則の一部改正は、第 1 条中「、学校給食センター所長及び図書館長」を「及び学校給食センター」に改め、別表中「図書館長 1 図書の購入選択及び廃棄」を削るものです。第 3 条藤岡市教育委員会公印規則の一部改正は、第 5 条中「図書館長、」と、別表第 1 の 2 職印の表藤岡市立図書館長印の項を削り、別表第 2 の 43 を削除するものです。

次に、廃止する規則につきましては、第 4 条第 1 項第 1 号で、藤岡市立図書館協議会運営規則、第 2 号藤岡市図書館設置条例施行規則、第 3 号藤岡市図書館処務規則を廃止するものです。

なお、施行日につきましては令和 6 年 4 月 1 日からとするものであります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 15 号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

教 育 長（田中政文君）秋谷委員。

委 員（秋谷雅文君）別表に藤岡市教育委員会公印規則新旧対照表がありますが、それは第何条に該当するのですか。この新旧対照表は、議案第 15 号第 3 条の説明なのか。

教 育 長（田中政文君）図書館長。

図書館長（渕田真由美君）第3条の藤岡市教育委員会公印規則の一部改正についてのご質問ということでよろしいでしょうか。

教 育 長（田中政文君）暫時休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時39分再開

教 育 長（田中政文君）休憩前に引き続き会議を開きます。

教 育 長（田中政文君）秋谷委員。

委 員（秋谷雅文君）別表の藤岡市教育委員会公印規則新旧対照表の序印のところで、1番目に藤岡市教育委員会印、2番目に藤岡市教育委員会印ということで2つあるわけですが、通常は教育長印や委員会印というのは1つだと思います。公印というのは非常に重要なものだと思うのですが、2つにしている理由は何かあるのですか。

教育総務課長（堀越輝雄君）新旧対照表のひな形に全て載っていれば分かりやすかったのですが、一つは横書き、一つが縦書きです。

委 員（秋谷委員）使い方が違うのですね。

教育総務課長（堀越輝雄君）例えば表彰状に押印するとき、表彰状は縦書きですので、印影も縦書きになりますので、そういった用途の違いということでございます。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第15号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第15号、藤岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定については、原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第16号 藤岡市教育委員会事務局等文書 管理規程の一部改正について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第12、議案第16号、藤岡市教育委員会事務局等文

書管理規程の一部改正について事務局より説明をお願いします。

図書館長（淵田真由美君）議案第16号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）図書館は、組織改正により、令和6年4月1日に、教育委員会から市長部局へ移管されることに伴い、藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程を一部改正するものであります。

具体的な改正内容としましては、第2条第3号中「、図書館」と、別表第1図書館の項を削ります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第16号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第16号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第16号、藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第17号 藤岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の廃止について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第13、議案第17号、藤岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の廃止について事務局より説明をお願いします。

図書館長（淵田真由美君）議案第17号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）図書館は、組織改正により、令和6年4月1日に、教育委員会から市長部局へ移管されることに伴い、令和4年に教育委員会要綱として定めた藤岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を廃止するものです。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第17号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 17 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 17 号、藤岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の廃止については、原案のとおり承認されました。

日程第 14 議案第 18 号 教育財産の用途廃止について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 14、議案第 18 号、教育財産の用途廃止について事務局より説明をお願いします。

図書館長（湊田真由美君）議案第 18 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）図書館は、組織改正により、令和 6 年 4 月 1 日に教育委員会から市長部局へ移管されることに伴い、教育財産としての用途を廃止し、市長に引き継ぐものでございます。用途廃止する財産につきましては、建物でございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 18 号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 18 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 18 号、教育財産の用途廃止については、原案のとおり承認されました。

日程第 15 議案第 19 号 令和 6 年度藤岡市教育委員会教育方針について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 15、議案第 19 号、令和 6 年度藤岡市教育委員会教育方針について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第 19 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）別冊の令和 6 年度藤岡市教育委員会教育方針（案）をご確認いただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと、表紙裏のページに教育行政方針の基本理念

と基本方針を掲載しております。この教育方針は、これらの基本理念と基本方針に基づき、令和6年度の教育委員会各課の方針と事業計画をまとめたものでございます。それぞれ各課からご説明申し上げます。

教育総務課長（堀越輝雄君）まずは、教育総務課についてご説明させていただきます。

教育総務課では、安全で安心な学校施設及び設備の計画的な整備を進め、教育環境の向上を図ります。また、奨学金制度の普及に努めます。

事業計画では、まず、小学校施設維持管理事業の主なものとしまして、藤岡第二小学校職員室の冷暖房設備更新工事、平井小学校普通教室の冷暖房設備設置工事、同じく、平井小学校の体育館改修工事を実施予定です。平井小学校普通教室の冷暖房設備設置工事は、令和6年4月入学の新1年生が今までより1学級増えることから実施するものでございます。また、小中学校体育館の改修工事は、関係部署との協議によりまして、現時点では令和10年度までを目途に各校実施いたします。体育館の機能回復のための屋根、壁、床の改修のほか、避難所としての機能の充実を図るため、トイレの洋式化や多目的トイレの改修などのバリアフリー化、また照明のLED化などを行うものでございます。

次に、中学校施設維持管理事業では、西中学校図書室の冷暖房設備更新工事、東中学校の受水槽更新工事のほか、北中学校体育館改修工事の実施設計業務を実施予定です。北中学校体育館の改修工事は、令和7年度に実施予定です。

また、奨学金貸付事業、多野しんきん育英会奨学金事業につきましては、引き続き実施するとともに、制度の普及に努め、適切な運用を行ってまいります。

市民の方からの寄附金を原資とする千美文化芸術奨学金事業については、2月定例会でご審議いただきました基金を設置するための条例が、市議会3月定例会で可決されましたので、今後、奨学金制度の詳細を定めてまいります。

学校教育課長（大塚崇君）次に学校教育課です。

「1. 方針」ですが、コミュニティ・スクールの推進を基盤とする小中一貫教育の充実により、笑顔、やる気、希望に満ちた子どもたちを育てます。小中一貫教育の充実では、一貫校として、9年間を見通したカリキュラムの下、目指す子ども像の実現に向けた取組みを推進いたします。特に「これまで、ここでは、このあとは」を踏まえた子ども主体の授業づくり、子どものやる気を育てる生徒指導に重点を置き、教育の充実を図ります。コミュニティ・スクールの推進では、学校運営協議会、地域学校協働本部の組織的な取組みを推進し、学校課題の解決、学校教育の充実を図ってまいります。

「2. 事業計画」ですが、主な事業は、学校教育指導事業、小中一貫教育推進事業、

英語指導助手設置事業、にじの家運営事業、教育研究所運営事業、通級指導事業です。主なものですが、まず、学校経営の改善・充実では、主体的・対話的・深い学びのため一人一台端末の有効活用による個別最適な学習と協働的な学習の一体的推進を図ります。次に学力の向上ですが、思考のヒントとなるつなぎ教材を工夫し、児童生徒が主体的に問題解決を図り、思考力・判断力・表現力などの考える力、知識・技能の定着、非認知能力の育成を図ります。

次に、やる気の生徒指導ですが、小中9年間を通し、学校生活のあらゆる場において、子どもたちのよさを認め、ほめ、伸ばす指導、生徒指導の4つの視点、自己決定の場の提供、自己存在感の感受、共感的人間関係の育成、安全安心な風土の醸成を生かした指導を推進し、子どものやる気、意欲を育みます。特に、学校生活の中心の場である授業においては、ネームプレートを活用して、子どもの学ぶ意欲を高めます。

次に、いじめ対策ですが、管理職の責任と役割の明確化、いじめ防止担当教員を核とする組織的な対応、いじめ問題解決に向けた教育懇談会、いじめ問題解決に向けた子ども会議の共通理解により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

最後に、読書活動では、各校での朝読書の推進、家読の日等、家庭を巻き込んだ読書活動の充実を図ってまいります。

生涯学習課長（塚越裕一君）生涯学習課になります。資料の4ページになります。

「1. 方針」としましては、今年度に引き続き人権に関すること、青少年の健全育成に関すること、関孝和先生顕彰事業の充実に関すること、総合学習センターと地域づくりセンターでの学習活動の充実に関すること、ボランティア活動への支援に関することの5つを進めていきたいと考えております。

「2. 事業計画」ですが方針に沿いまして、人権教育推進事業では小中学生から人権に関する標語、作文、ポスターの募集を、また人権啓発指導者養成講座、人権講演会等を行います。集会所運営事業では集会所利用者への人権学習など、人権意識の普及、高揚を図り、市民一人一人が人権を尊重する社会を目指していきます。二十歳を祝う会事業では、二十歳を迎える若者を祝福するため、記念式典を実施いたします。青少年対策事業では、青少年補導員、青少年育成推進員等のご協力をいただき、街頭補導、学習支援、相談業務等を行い、青少年の非行防止と健全育成に努めてまいります。生涯学習推進事業では、市民夏期大学、関孝和先生顕彰全日本珠算競技大会の開催、また出前講座等の実施によりまして生涯学習の推進を図ってまいります。総合学習センター管理事業では、利用者が快適に施設を利用できるよう適切な維持管理に努めてまいります。市民活動支援事業では、安心してボランティア活動が行えるよう、保険制度の補助や活動の

支援を行っていきたいと思っております。

文化財保護課長（軽部達也君）続きまして文化財保護課でございます。資料は5ページの中段以降になります。

今年度の方針としましては、史跡や文化財施設の整備、充実に努めます。歴史文化財の保護、調査、保存、活用を通じて市民が郷土に誇りを持ち、郷土愛を育む機会をつくれます。今年度も例年とあまり変わりはありませんが、郷土愛の醸成に努めたいと考えております。事業計画につきましては、文化財保護事業については、指定文化財の管理はもちろんですが、三波川（サクラ）の樹勢回復事業、令和6年度は作業指針を徹底いたしまして、今後の樹勢回復に向けた一定の作業を開始する予定になっております。歴史民俗資料の公開、貸し出しについても保護啓発普及活動として取り組んでまいりたいと存じます。

文化財収蔵庫管理事業でございますけれども、こちらについては、例年、年3回の企画展を実施しているのですが、令和6年度については年2回という形で実施を予定してございます。夏の企画展については、羽咋展を開催する予定でしたが、1月1日の能登震災で羽咋市が被害を受けていますので、その状況によってテーマ等内容が変わる可能性があります。藤岡デジタル博物館事業でございますが、こちらについてはコンテンツの追加充実を図ってまいります。

埋蔵文化財事業については、保美地区遺跡群のほ場整備に伴う発掘調査の実施、保存活用についてまい進したいと考えております。毛野国白石丘陵公園史跡整備事業に伴う古墳再整理事業でございますが、こちらについては白石稻荷山古墳の再調査を今年度も実施の予定でございます。

世界遺産推進事業でございますが、高山社跡保存整備事業については、母屋兼蚕室の修復工事を基礎を中心とした工事という形で進めさせていただきます。保存整備計画策定委員会でございますが、こちらについては年3、4回の実施を予定しておりますが、今年度以降は保存整備に伴う建物の活用、展示について委員の方々にご議論いただいて、内容について充実を図る予定でございます。高山社跡管理事業でございますが、今年度、富岡製糸場と絹産業遺産群の登録10周年ということがありますので、秋にイベント等を通じて周知、PRに努めてまいりたいと思います。その他、高山社顕彰会等の団体の支援について充実を図っていきたいと考えております。

スポーツ課長（岸憲彦君）続きましてスポーツ課でございます。6ページ中ほどから下になります。

方針といたしましては、地域スポーツの推進を図るため、市内体育施設や学校体育施

設を活用し、スポーツを通して市民の方々の体力の向上や健康の保持増進に努めてまいります。また、スポーツに親しみ、楽しむことができるよう各種スポーツ大会や教室等を開催し、スポーツの振興を図ってまいります。なお、感染症対策を踏まえた環境下での安全で安心なスポーツ活動を実施してまいります。

「２．事業計画」ですが、大規模スポーツイベント等を含め、年間を通して市民スポーツ大会や市民スポーツ教室を計画的に開催いたします。また、市内小中学校体育施設をスポーツの実践の場として地域住民へ開放いたします。この他、軽スポーツの推進では年間を通して出前講座等の実施、スポーツ指導者の育成では講習会や研修会へ参加していただき、指導者の資質向上と普及に努めてまいります。

学校給食センター所長（木島尚美君）学校給食センターです。７ページから８ページになります。

学校給食センターの方針といたしましては、衛生管理の徹底を図り、安全で安心な学校給食を提供すること、栄養摂取基準を満たすよう献立の工夫に努めること、各学校と連携し、さまざまな機会で食育活動を推進すること、以上３点に沿って令和６年度の事業を実施してまいります。

個別の事業計画ですが、学校給食提供事業では令和６年度は小学校１９５日、中学校１９６日の給食予定しております。食物アレルギー対応事業では、アレルギー担当栄養士を中心に調理委託業者、保護者、学校と連携を密にして確実な提供を進めてまいります。令和６年度の対応食は新に４名申し込みがありましたので、１４名への提供を予定しております。食育推進事業では、栄養教諭を中心に給食時間訪問など、児童生徒に向けた食育を各学校と連携を図り推進してまいります。また、情報発信事業では、児童生徒の保護者に向けても情報を届けることができるよう実施してまいります。学校給食費徴収業務ですが、令和６年度より市内在住の児童生徒の給食費が完全に無償となりますが、市外から通学している児童生徒と教職員の給食費につきましては継続して徴収業務を実施します。また、給食費の滞納整理もございますので、適正な債権管理に努めてまいります。最後に学校給食費無償化事業ですが、令和６年度より市内在住の児童生徒の学校給食費は完全に無償となり、市外へ通学している児童生徒に藤岡市の学校給食費相当額の補助を実施してまいります。周知を図り適正に事業を進めてまいります。

教育総務課長（堀越輝雄君）以上、議案第１９号、令和６年度藤岡市教育委員会教育方針についての説明でございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第１９号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

委員（高橋祐紀君）非認知能力に関して、小野小中一貫校が指定校だったかと思いますが、どんなふうに取り組んで、何を伸ばしていくかということが、まだ手探りのような段階という話を学校訪問の時にお聞きした記憶があるのですが、その後、非認知能力に関して、どんなふうに関心を伸ばしていくというような、具体的に話が進んだものがあるのか、その辺の情報を教えていただきたいと思います。

教 育 長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）その後、研修主任を中心に職員でよく話し合いをして、どういう姿が、非認知能力が育っている状態なのかということを話し合い、子どもが考えている状態だという考えのもと、授業中に子どもたちが考える力を育てる、姿を見せられるようにし、そのためにはめあてを子どもたちに最初に投げますが、そのめあてで子どもたちが何を勉強するのかという見通しを持って、自分は何を考えればいいのかということをもまず頭に置いた上で教師が課題を与えて、またそのヒントになるつなぎ教材を与えて、それを基に子どもたちが自分で考える。また、考えたことはアウトプットして見えますのですぐノートに書いたり、タブレットに書いたり、それを写したり、共有化しながらこれが考えたことなんだというのが目に見えるようにして、子どもたちが考えているということを授業で行っていくということになっております。

教 育 長（田中政文君）少し補足しますと、今、学校教育課長から具体的な授業の中での検証の方法を説明させていただきましたが、もともとこの非認知能力というのは、ご案内のとおり認知能力と違ってテストなどで点数化されない例えば粘り強さとか意志の強さ、みんなと話し合っていける力、意欲など感情的な面が大きいものです。そういった気持ち的な面も最終的には、今、学校教育課長が話した授業の中での行動に現れるだろうと考え、その辺で検証していこうということで進めています。藤岡市は小野中学校だけでなく、「これまで、ここでは、このあとは」ということで授業中、見通しを持って最後まで粘り強くやっていこうということをやっていたり、自己決定、自己存在感、共感的人間関係という生徒指導の機能ということで感情的な面を大事にして褒めたり、存在感を与えたりして意欲を持続させていこうとか、そういう形で取り組んでいますので、そういったことが小野中学校を中心に、今、学校教育課長が言った個々の子どもたちの活動の中で現れていけばいいと考え、取り組んでいるところです。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

内田委員。

委員（内田孝嗣君）3ページなのですが、ちょっと目新しい言葉があったので、生徒

指導の４つの視点という、機能から視点になった背景というか、理解がまだ到達できていないのですが、こういったことなのか説明いただけるとありがたいと思います。

教 育 長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）委員さんのおっしゃるとおり、今までは生徒指導の３機能で、自己決定、自己存在感、共感的人間関係だったのですが、文部科学省の方で生徒指導提要という、生徒指導の基になる冊子を刷新して、その中で安全安心な風土の醸成というものが１つ付け加わって、これからは４つの視点というふうに考えましょうということになりました。もともと安全安心な風土というものは自己決定、自己存在感、共感的人間関係と一緒にしているようなものでしたが、特に取り立てて安全安心な風土ということで、いじめ防止も含めて考えていきたいと思いますということで、４つになったということです。

教 育 長（田中政文君）３つだと機能という働きという意識が強く出せたのですが、４つ目の安全安心な風土ということが機能という言葉にそぐわないので、視点という言い方に変えたということです。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

貫井委員。

委 員（貫井真由美君）安全安心な風土というのは具体的には防災のような感じですか。

教 育 長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）安全安心な風土ですので、気持ちの面での安全安心ということで、例えば授業中に自分は何を言っても、間違っても大丈夫だろうと、安心な気持ちを持ってみんなの中にいられる雰囲気のことです。

教 育 長（田中政文君）秋谷委員。

委 員（秋谷雅文君）方針そのものというのは、変わる要素が非常に少ないと思うのですが、事業計画については単年度単位で進められると思うので、それについては既に予算が可決されていますので、事業計画に基づいて事業の遂行を行っていただければと、これはお願いでございます。

教 育 長（田中政文君）今、ご指摘のとおり執行していきたいと思います。

他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第１９号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 19 号、令和 6 年度藤岡市教育委員会教育方針については、原案のとおり承認されました。

ここで 5 分間の休憩といたしたいと思います。

午後 4 時 12 分休憩

午後 4 時 17 分再開

教 育 長（田中政文君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 16 議案第 20 号 藤岡市教育委員会事務局職員の 任免について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 16、議案第 20 号、藤岡市教育委員会事務局職員の任免について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第 20 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）令和 6 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う内示が 3 月 21 日に発令されました。今回の人事異動では市全体で 206 名の異動があり、教育委員会関係では、転出 21 名、転入 16 名、新採用 1 名、部内異動 3 名となり、会計年度任用職員を除いた教育委員会事務局職員の数は 52 名となります。

このうち、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条の規定により、議案となります課長職以上の任免についてご説明いたします。

はじめに、解任者でございます。教育部長、小島治が議会事務局長へ転出、参事兼教育総務課長、堀越輝雄が上下水道部参事兼経営課長へ転出、参事兼学校教育課長、大塚崇が群馬県教育委員会藤岡市立第二小学校校長へ転出、生涯学習課長、塚越裕一が健やか未来部子ども課長へ転出、参事兼文化財保護課長、軽部達也が役職定年、図書館長、湊田真由美が図書館の市長部局への移管に伴い、健やか未来部図書館長へ転出となり、それぞれ解任となります。発令は令和 6 年 3 月 31 日付けでございます。

次に、新任者でございます。教育部長に市民部長の酒井昭仁、教育総務課長に教育総務課課長補佐兼教育総務係長の山下由希子、参事兼学校教育課長に群馬県教育委員会美土里小学校校長の佐藤淳、参事兼生涯学習課長に健やか未来部副部長兼子ども課長の塚本健次、文化財保護課長に藤岡市文化振興事業団みかぼみらい館館長の嶋村博通が、そ

れぞれ就任いたします。発令は令和6年4月1日付けでございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第20号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。
これより採決いたします。

議案第20号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第20号、藤岡市教育委員会事務局職員の任免については、原案のとおり承認されました。

日程第17 議案第21号 藤岡市学校運営協議会委員の委 嘱について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第17、議案第21号、藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第21号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校運営協議会の設置等に関する規則第7条には、協議会の委員は12名以内とし、設置学校に在籍する児童又は生徒の保護者、設置学校が所在する地域の住民、設置学校の校長その他の教職員、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱し、又は任命すると規定されています。

個人情報に係る部分を省略

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日となります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第21号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。
これより採決いたします。

議案第21号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 2 1 号、藤岡市学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 8 議案第 2 2 号 藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 1 8、議案第 2 2 号、藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第 2 2 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市地域学校協働活動推進員設置要綱第 4 条では、推進員の数は、各一貫校区に 2 名程度を原則とするとあり、第 5 条に推進員は一貫校校区の校長の推薦によると定められています。

この度、地域学校協働活動推進員に委嘱しようとする者について、各連携型小中一貫校より、各 2 名ずつ、計 1 0 名の推薦がございました。小野連携型小中一貫校の塚越明美さんのみ新規です。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 2 2 号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 2 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 2 2 号、藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 9 議案第 2 3 号 藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 1 9、議案第 2 3 号、藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）議案第23号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正は、令和6年度より実施する学校給食費の無償化に伴い、市内在住の児童生徒の保護者の負担する学校給食費を無償とすること、及び職員と市外から通学する児童生徒に係る給食費の改定を行うために必要となる規則の一部改正をお願いするものであります。

具体的な内容としては第9条の2第4号で市内在住の児童生徒に係る給食費を無償とすることを規定し、給食費の改定関係では、第9条の2第2項で1日当たりの給食費の額は、給食費の年額を給食の提供を受ける年度の給食実施回数で除して得た額とする算定方法を第9条の2第1項で給食費の日額を別表第1に小学生は270円、中学生が310円と金額で示し、同表で規定していた給食費の年額と給食費の月割り額については、同条第2項で年額を日額に、年間給食日数を乗じて得た額に改め、第3項で月割り額の算定方法を規定するものであります。

今回、給食費の日額を金額に改め、年額と月割り額を算定する方法に改めた理由といたしましては、これまで年額から1日当たりの単価を算出した額を用いて献立作成を行っておりましたが、年度により年間給食日数が異なり、日数が増えると単価が低くなる等影響がございました。今回、お願いしております給食費の改定では、給食用賄材料費の実績等から令和6年度の1食当たりの単価を求めた上で、年間給食日数に応じて必要となる年額を定めております。令和5年度の日額は小学生が223円、中学生が269円でありましたので、年額にしますと小学生が4万4,121円、令和6年度から5万2,650円に、中学生は5万3,174円が6万760円となります。納付回数は変わらず、年額を、8月を除く11回で月割り額として口座振替により納めていただきます。この他、牛乳を飲めない場合、牛乳に代えて麦茶の提供を令和6年度より実施することから、別表第2に規定する牛乳を飲料に改めるほか、今回の改正に伴い必要となる事項を改めるものであります。

教 育 長（田中政文君）暫時休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時32分再開

教 育 長（田中政文君）休憩前に引き続き会議を開きます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第23号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 23 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 23 号、藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第 20 議案第 24 号 藤岡市第 2 子以降学校給食費無償化等事業実施要綱の一部改正について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 20、議案第 24 号、藤岡市第 2 子以降学校給食費無償化等事業実施要綱の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）議案第 24 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市第 2 子以降学校給食費無償化等事業実施要綱の一部改正は、令和 6 年度より、第 1 子も無償化の対象となる藤岡市学校給食費無償化事業が実施され、第 2 子以降の学校給食費無償化等事業は令和 6 年 3 月 31 日をもって終了となるため、本要綱の効力を令和 6 年 3 月 31 日までとすることについて定めるものです。

具体的な内容といたしましては、附則にこの告示の失効について令和 6 年 3 月 31 日限り、効力を失うことと、第 12 条、取消し及び返還についての規定は、この告示の失効後もなおその効力を有することについて加えるものであります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 24 号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 24 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 24 号、藤岡市第 2 子以降学校給食費無償化等事業実施要綱の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第 2 1 議案第 2 5 号 藤岡市学校給食費補助金交付要綱の制定について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 2 1、議案第 2 5 号、藤岡市学校給食費補助金交付要綱の制定について事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）議案第 2 5 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）この要綱は、子育て世帯における保護者の経済的負担を軽減するため、令和 6 年度より市内在住の児童生徒の学校給食費を完全無償とする藤岡市学校給食費無償化事業実施に伴い、市外の小中学校等に通学している児童生徒及び食物アレルギーにより藤岡市学校給食センターからの給食の提供を受けることができない場合、給食費無償の恩恵を受けられないことから、藤岡市学校給食費相当分の補助金を交付することについて必要となる事項を定めるものです。

具体的な内容といたしましては、第 1 条で趣旨を説明し、第 2 条で補助金の対象者を本市の住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者として、第 3 条では補助金額を、第 4 条以降では補助金の申請から交付等について定めるものであります。

なお、施行日につきましては令和 6 年 4 月 1 日といたします。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 2 5 号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 5 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 2 5 号、藤岡市学校給食費補助金交付要綱の制定については、原案のとおり承認されました。

閉 会

教 育 長（田中政文君）以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 16 時 39 分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和6年4月30日

教育長 田 中 政 文

書 記 温 井 謙 人